

令和8年度

「高石市ふるさと産品創出支援事業」事業者提案募集要項

高石市（以下「市」という。）では、新たな返礼品の開発又は既存の返礼品の生産・製造若しくは加工等に係る施設、設備等の強化（以下「魅力的なふるさと産品の創出」という。）が地方創生に果たす役割の重要性に鑑み、本市の地域特性を生かした魅力的なふるさと産品の創出の促進を図り、もって地域の活性化、産業振興及び雇用の促進によって市民生活の質の向上に資することを目的に、ふるさと納税制度の仕組みを活用したクラウドファンディング（以下「CF」という。）による資金調達を実施し、「高石市ふるさと産品創出支援事業」に取り組みます。

この事業について、本市での効果的・発展的な事業展開を目標として、魅力的なふるさと産品の創出のための事業者提案を次のとおり募集します。

事業名：高石市ふるさと産品創出支援事業

1. 提案募集に係る事項

(1) 概要

市は、地域の活性化、地場産業の振興及び雇用の促進によって市民生活の質の向上に資することを目的に、魅力的なふるさと産品の創出を推進するにあたり、魅力的なふるさと産品の創出に取り組む事業者に対し、補助金により支援を実施します。

魅力的なふるさと産品創出を希望する事業者からの提案を公募し、魅力的かつ安全で安心な質の高いふるさと産品の創出、採算性等について審査します。

採択された事業提案については、市がCFによる寄附を募集します。

募集期間内に寄附の目標金額（以下「寄附目標額」という。）を達成すれば、高石市ふるさと産品創出支援事業補助金交付要綱の規定により、事業者へ補助金を交付します。

採択事業者は、当該補助金を活用して提案事業を市内等にて実施していただきます。

起業や新規事業をスタートさせたい、もっと多くの人に商品を知ってもらいたい、提供していきたい。そんな方々の背中を押ささせていただき積極的に支援していきます。

(2) 補助金額

交付する補助金はCFにより資金調達し、寄附額の10分の4を交付します。

CFによる寄附額の10分の4が、魅力的なふるさと産品の創出に係る必要経費のうち補助対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の2分の1に達した場合、補助金を交付します。（=寄附目標額（補助対象経費の1.25倍）に達した場合）

寄附目標額に達しなかった場合であっても、市との協議により補助金を交付する場合があります。（補助対象経費と補助金の差額分を自己資金により補完し、事業実施する場合な

ど)

(3) 補助限度額

寄附目標額を超えた場合は、補助対象経費の範囲内で交付します。

補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

(4) 補助事業等

<補助対象事業>

魅力的なふるさと製品の創出に関するもの。

<補助対象経費>

- 工場・作業場等の建物取得に係る建設費
- 建物付帯設備の整備又は取得に要する経費
- 補助事業に要する構築物の取得及び機会装置等の取得に係る経費
- 建物賃借による増改築費
- 備品購入費（補助事業に要するものに限る。）
- 委託費（補助事業に要するものに限る。）
- 外部評価費（補助事業に要するものに限る。）
- その他補助事業に必要と認める経費

<備考>

公租公課、消費税及び地方消費税、官公署に支払う手数料等、人件費、飲食費、消耗品費、土地の造成費、土地の購入費、その他社会通念上不適切と認められる費用は除く。

<留意事項>

- 補助金交付事業により創出されたふるさと製品は、寄附者に対する返礼品として提供していただきます。返礼品調達の費用は、別途、市が負担します。
- 補助金申請にあたり、税の滞納のないことの証明や法人の場合は関連資料等、必要な書類を添付いただきます。
- 補助金額を超えた金額は事業者負担となりますのでご注意ください。
- 補助金交付後に交付対象事業が、完了予定日までに事業の履行が見込めない場合などは、既に交付した補助金額の全額もしくは一部を返還いただきます。ただし、相当の理由が認められる場合は、協議するものとします。
- 補助金の交付事業はいかなる事情があっても、事業の開始から5年間は、補助事業を継続する義務を負います。

- 補助金交付後5年間は市の求めに応じ、事業報告等、必要書類の原本を提出する義務を負います。
- 本市の他の補助制度の対象となる事業については、補助対象外とします。
- 収入として「他団体等補助金・助成金」、「協賛金」などが計上される事業について、市の補助金が補助対象経費に対して二重交付や過払いとならないよう、市の補助金を調整し交付する場合があります。

(5) 補助対象者

- 補助事業により創出したふるさと産品を、市のふるさと納税の返礼品として登録する意思を有する者
- 市内に事業所等を有する、又は開設を予定する者で、交付決定の日から5年以上継続して補助事業を行う意思を有する者

2. スケジュール（予定）※変更する場合があります。

- 提案書類提出 随時
- 提案審査 提出後14日以内
- 提案結果通知書 提出後20日以内
- CF開始 提案採択以降、必要なデータ入稿後
原則として、最長3ヶ月
- 補助金交付申請※1 目標額を達成した日又はCFが終了した日のいずれかの
日から30日以内
- 交付決定※1 交付申請後14日以内
- 事業開始※2 交付決定後

※1 目標額が早期に達成した場合、補助金交付申請、交付決定の前倒しも可能

※2 事業の効率的な実施、又はやむを得ない事情がある場合、事前着手届を提出したうえで、交付申請から交付決定の間に事業に着手することも可能

3. 企画提案公募参加資格

- ①自らが事業の実施主体である個人、法人
- ②高石市のふるさと産品を生産、製造、付加価値を伴う加工等を行う個人、法人
- ③代表者が高石市暴力団排除条例（平成24年高石市条例第20号）第2条第1号に規定する暴力団又は第2号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）若しくは同条3号に規定する暴力団密接関係者（以下「暴力団密接関係者」という。）でない者、及び従業員、職員又は使用人に暴力団員又は暴力団密接関係者がいない者
- ④地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない個人、法人

- ⑥会社更生法、民事再生法に基づき更生又は再生手続きしていない個人、法人
- ⑦税（国税又は地方税）を完納（納税猶予等の措置を受けている場合を除く。）している個人、法人
- ⑧宗教活動や政治活動を目的としていない個人、法人
- ⑨要項の配布時から補助金交付決定までに市から資格停止の措置を受けていない個人、法人

4. 募集要項の配布期間及び提出

(1) 配布期間

令和8年4月1日（水）～令和8年8月7日（金）

(2) 配布場所

高石市のHPにて配布（下記のURLからダウンロードしてください。）

<https://www.~~~~~>

(3) 提出資料・方法及び期限

提出資料	提出方法	受付
ア. 企画提案応募書（様式1） イ. 企画提案書（様式2） ウ. 補助対象経費 概算見積書（様式3） エ. 事業実施体制 組織表（様式4） （各構成員の役割分担等が明示されているもの） オ. 提案事業者の過去の事業実績（任意様式） ※無ければ必要ありません。 カ. 直近3期分の決算書 （個人の場合は確定申告書など） キ. 法人税の申告書（法人の場合）	電子データ 又は 持参 又は 郵送	随時受付

(4) 提出先

〒592-8585 高石市加茂4-1-1

高石市役所 総合政策部まち未来戦略室 地域創生課 プロモーション戦略係

電子メール：furusato@city.takaishi.lg.jp

(5) 受付

令和8年度募集に関しては、CFを実施し、令和9年3月末までに完了する事業に限る。

(6) 企画提案に関する留意事項

ア 複数の提出の禁止

同一の個人、法人が、同時期に複数の申請をした場合は、失格とします。

イ 応募内容の変更禁止

応募（提出）された書類の変更は原則としてできません。ただし、市が補正等を求めた場合は除きます。

ウ 虚偽の記載に対する取扱い

応募（提出）された書類に虚偽の記載があった場合は、失格とします。

エ 応募（提出）された書類は、いかなる理由に関わらず、返却に応じません。

オ 選考結果の疑義

一切認めません。

カ 著作権の取扱い

提出書類に含まれる著作物の著作権は、提出者に帰属します。

キ 提出書類の複製等

提出された書類は、業者選考の目的の範囲で複製することがあります。なお、提出された書類（複製した書類を含む）は業者選定以外の目的で使用しません。

ク 守秘義務

本企画提案の参加不参加に関わらず、本業務において知り得た情報は、本業務の目的外に使用し又は第三者に開示もしくは漏洩してはなりません。また、本業務への関わりが無くなり次第、市から配布された資料がある場合は返却し、その他知り得た情報については、適切に廃棄してください。

5. 質疑応答

本要項の内容（業務及び企画提案に関するものを含みます。）に不明な点がある場合は、次の方法で提出してください。

(1) 提出方法

「様式2 質問書」により、電子メールに添付の上、下記アドレスまで提出してください。なお、「件名」の初めに必ず「【質問：高石市ふるさと産品創出支援事業】」と明記してください。

※電子メール：furusato@city.takaishi.lg.jp

(2) 回答方法

質問書到着後、1週間以内に回答します。

(3) その他

「3. 企画提案参加資格」に該当しない方からの質問、指定した方法以外での質問につきましては、一切受け付けませんのでご注意ください。

また、公平な企画提案公募の審査を行うため、審査基準にかかる内容及び他の提案者等に関する内容の質問についても、一切受け付けませんので、併せてご注意ください。

6. CF等について

(1) 事業採択

事業提案の選考の結果、採択された提案について、市においてCFを中間事業者サイトにて実施します。

寄附募集期間は、原則として最長3ヶ月とします。ただし、相当の理由がある場合は協議するものとします。

(2) 補助金額の算出

提案時に提出された補助対象経費の概算見積書の額より算出します。

※ただし、当該プロジェクトの寄附目標額を達成した場合のみ交付しますので、くれぐれもご注意ください。(ただし、未達成であっても、市と協議の上、事業を実施する時は交付する場合があります。)

(3) 補助金の支払い

補助金の支払いについては、補助金交付要綱に基づき、目標額達成後、又はCF終了後、協議の上、当該事業者（以下「補助事業者」という。）からの補助金交付申請により交付決定、補助金支払いを予定しております。

実績支払いを原則としますが、経済的な事情など事業を達成するため、事業完了前に補助金を交付する必要があると特に認める場合は、補助金の全部又は一部を概算交付します。

補助金の額に1,000円未満の端数が生じたときは、その端数を切り捨てるものとします。

(4) その他

CFにおいて、補助事業により創出したふるさと産品を寄附者に対する返礼品として提供していただきます。ただし、返礼品調達の費用は、別途、市が負担します。

7. 補助に関する留意事項

(1) 損害賠償

当該補助事業の遂行中に、補助事業者が市又は第三者に損害を与えた場合は、直ちに市にその状況及び内容を報告してください。また、損害賠償の責任は補助事業者が負うもの

とします。

(2) 事故

当該補助事業者の遂行中に事故があったときは、所要の措置を講ずるとともに、事故発生の原因及び経過、事故による被害の内容等について市への速やかな報告が必要となります。

8. 提案募集の停止・中止又は取消し

市の施策方針変更や緊急等やむを得ない理由により、提案募集を実施することができない場合、停止・中止又は取消すことがあります。この場合、提案者において損害が生じても、本市はその損害について一切負担しません。

9. 企画提案書の作成

企画提案書の作成は、この要項に記載する事項を十分に理解した上で、次の要領で作成してください。

(1) 共通事項について

- ①企画提案書の提出は、当該事業に対し、個人・法人とも1件とします。
- ②企画提案に関する提出書類は、本要項4(3)「提出資料」に記載する書類とします。
- ③企画提案書(添付資料を含む)は、30ページ以内で提出してください。
- ④使用言語は、日本語で、簡潔かつ明瞭に記述してください。
- ⑤企画提案内容によっては、補足説明等を求めることがあります。

(2) 企画提案書の構成について

企画提案書の構成は、次の審査項目及び審査基準の内容に則って作成してください。

10. 審査項目及び審査基準について

(1) 審査方針について

応募書類の審査は、次の審査基準に基づいて提案の内容等を審査、選定し、選定事業者を決定します。

ただし、審査結果が一定の基準に満たない場合は、採択しないことがあります。

また、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

(2) 審査方法について

下記の審査基準に基づき、書面審査を実施し、基準点を超えた事業者から選定します。

(3) 審査項目及び審査基準について

審査は、提出された提案書に基づき、次の項目及び基準により実施します。
 ※記入漏れ・誤記・表現の誤り等があった場合でも、提出された書類で審査しますので、提出前に必ず誤りがないか等、十分に注意してください。

○審査項目及び審査基準

各事業分野の審査項目は以下のとおり。

審査項目	審査内容	配点
提案者について	・実施体制、実績	10点
提案内容について	・独創性、新規性、市場性、成長の可能性 ・優位性、実現性 ・社会貢献 ・経済波及効果 ・法的な問題 ・ふるさと納税の返礼品としての可能性	50点
資金・収支計画について	・収益性 ・資金計画	30点
事業提案金額について	・費用積算	10点
合計		100点

※合計 60 点以上で選定候補者とします。

1 1. 審査結果

審査結果については、提案の採用有無にかかわらず応募いただいた全ての応募者に、提案書提出後 20 日以内に文書で通知します。

1 2. 企画提案者の失格

次のいずれかに該当する場合は失格となります。

- (1) 提案書類に虚偽の記載があった場合
- (2) 審査の公平性を害する行為があった場合
- (3) 企画提案内容の補足説明を求めたにも係わらず、補足説明しなかった場合
- (4) その他、この要項に記載する事項に違反したとき、又は企画提案にあたり著しく信義に反する行為等があった場合

1 3. 企画提案に要する費用負担

企画提案に要する費用は、全て提案者の負担とします。

1 4. 企画提案書等の取扱い

提出された企画提案書、概算見積書等はいかなる場合でも返却いたしません。

15. 概算見積書

企画提案書と併せて補助対象経費の概算見積書を作成し、提出してください。なお、様式は自由とします。

16. その他

採択された提案内容に関して、企画提案書の審査後に市と詳細について協議させていただきます。協議の結果、CFの実施内容・寄附目標額等について変更が生じることがあります。